

従業員を採用したら5日以内に保険者資格届を提出

Question 15

Q

私は、規模10人の建設会社に2ヶ月前から勤務しています。しかし、3ヶ月間は試用期間ということで、会社は、健康保険の適用手続をとってくれません。試用期間中は、社会保険に加入できないのでしょうか。

Answer 15

A

常時5人以上の従業員を使用する事業所及び法人で従業員を1人以上使っている事業所は、健康保険の「強制適用事業所」となり、そこで使用される常用の従業員は、事業主の意思にかかわらず、「強制適用被保険者」となります。また、厚生年金保険の適用事業所についても健康保険と同じですので、原則として厚生年金と健康保険は同時に加入することになっています。

お尋ねの試用期間についてですが、この期間中であっても適用除外には該当しませんから、事業主は採用の日から5日以内に保険者資格届を社会保険事務所に提出しなければならないことになっています。